

事業者各位

申請用写真サイズの変更について

寒冷の候、 貴者ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当センター業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、この度、令和4年2月28日付けでタクシー業務適正化特別措置法(以下「タク特法」という。)施行規則第3条第3項が改正されたことから、登録運転者の登録の申請時に添付すべき写真の大きさが令和5年2月28日付けで、下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

なお、個人タクシー事業者様におかれましてもこれに準じます。

記

○ 申請者の写真

※タク特法第5条第3項の規定により第1項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前6月以内に撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「申請用写真」という。）とする。

○ 申請用写真撮影料金

3枚1組 1,000円(税込み)

○ 変更日 令和5年2月28日（施行日）

